

大阪弁護士会にご相談ください!

労働者のみなさまからの
「労働相談」の場合は初回無料です。

●大阪弁護士会総合法律相談センターで、平日（月～金曜日）の午後（1時～4時）に労働相談を実施しています。

①労働問題を扱う弁護士が相談にのります。

②事前予約が必要です。

【予約電話番号】**06-6364-1248**

【法律相談料】30分以内**5,500円**（税込）

※延長の場合は15分毎に2,750円（税込）の追加料金制です
(相談時間は最大1時間まで)。

◎資力が一定額以上の方

初回無料 / 2回目以降30分 5,500円（税込）

◎資力が一定額以下の方は相談料が無料となることがあります。

一定額以下の資力とは (大都市の場合は10%加算)

◎収入(手取り月収)が一定額以下

・単身者 182,000円 ・2人家族 251,000円

・3人家族 272,000円 ・4人家族 299,000円

◎家賃、住宅ローン、医療費などの出費がある場合は一定額を控除した後の所得。

◎預貯金等が一定額以上の場合、利用できない場合があります。



総合法律相談センター

〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館 1階

♪ **06-6364-1248**
(予約用)

電話予約時間

平 日 午前 9 時～午後 8 時

土曜日 午前 10 時～午後 3 時 30 分

相談時間

平日 (月～金曜日) 午後 1 時～ 4 時



京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1番出口から徒歩約10分
地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分



パソコン・スマートフォンから
アクセスできます



大阪弁護士会 総合法律相談センター



<https://soudan.osakaben.or.jp/field/labor/>



悩んだとき

労働者



大阪弁護士会
Osaka Bar Association since 1880

Q1 勤め先から次のように言われて退職を求められた場合、受け入れなければなりませんか。

- 突然、「明日から来なくていい」と言われた。
- 長年契約社員として働いていたのに、突然もう契約を更新しないと言われた。

A1 解雇には「正当な理由」が必要です。正社員だけでなく、アルバイト、パートであっても同様です。また、契約社員(有期労働契約)の更新拒絶についても、場合によっては違法となることがあります。

Q2 勤務先を辞めたいと言ったのですが、辞めさせてもらえません。

- 会社を辞めたいけど、「代わりの人を見つけると辞めさせない」と言われた。
- 辞めるとしたら、損害賠償請求すると言われた。

A2 期間の定めのない労働契約で労働者が退職をする場合、原則として辞める2週間前に退職届を会社に提出すればOKです。代わりの人を探す必要はありませんし、退職すること自体で、直ちに損害賠償請求が認められるわけではありません。具体的なケースについては、弁護士に相談することをお勧めします。

Q3 有給休暇をとらせてくれません。仕方がないのでしょうか。

- アルバイトに有給休暇などないと言われた。
- 申請したら、「忙しいから今は無理」と言われた。

A3 有給休暇(年次有給休暇。給料がもらえる休暇のことです)は、勤務開始から6か月間継続勤務し、その間の勤務日の8割以上勤務すれば、付与されます。正社員だけでなく、アルバイトやパート、契約社員でも取得できます。なお、使用者は一定の場合、有給休暇の取得時季を変更するよう求めることができますが、要件は厳格で、単に「忙しい」という理由だけでは認められません。

Q4 残業代をきちんと支払ってもらえない。

- 連日深夜まで残業しているのに、残業代が支払われない。
- アルバイトで、勤務開始30分前に掃除のために出勤しているのに、その分がカウントされていない。

A4 残業・早出をしたのに、その分の給料を支払わないことは労働基準法違反です。使用者はその残業・早出時間に応じて給料を支払わなければなりません。1日8時間を超えて労働をした場合など、一定の要件をみたせば割増賃金ももらえます。なお、残業代は1分単位で算定されますので、30分前に掃除のために出勤した分ももらえます。



Q5 職場での人間関係に悩んでいます。

- 職場での「いじめ」が原因で、出勤できなくなり、病院に行ったら「うつ病」の診断をうけた。

A5 職場での「いじめ」や、性的嫌がらせ(セクシュアルハラスメント)は、上司や同僚の行為が違法であるだけでなく、使用者の責任となることもあります。最近は、身体・精神に変調をきたすケースもあり、労災申請や使用者への損害賠償請求を考えられます。

労働関係については、労働者・使用者ともに法律上の知識が十分でない場合がよくあります。

弁護士は、紛争解決のプロとして、労働関係の法令や判例に基づき、労働問題の適正な解決のため、みなさまを強力にサポートします。

- みなさまからお話を聞きし、法律などに照らして救済が可能かどうかを判断した上で、適切な解決方法をアドバイスします(法律相談)。
- ご希望であれば、弁護士がみなさまの代理人として直接会社と交渉したり、行政機関や労働組合と連携して解決をサポートしたりすることも可能です。
- 裁判や労働審判を弁護士に依頼することも可能です。

資力が一定額以下の方は相談料が無料となることがあります。
(法テラス指定相談場所)